

# 子ども・子育て支援新制度が 平成27年4月 スタートします

幼児期の教育や保育、子育て支援の充実を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

## ◆新制度ではこんな取り組みが進められます

1. 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大及び確保
3. 地域における子ども・子育て支援の充実



## ◆新制度で何が変わるの？

### 1) 給付制度が始まります

新制度では、幼児教育・保育を個人の権利として保障する観点から、給付対象となる施設を利用した場合、共通の仕組みで給付が受けられます。

ただし、利用者の皆様に直接給付されるのではなく、町から施設等へ支払う仕組みとなります。(法定代理受領)

### 2) 必要な教育・保育の認定制度が始まります

新制度では、施設の利用を希望される場合、保育の必要性の有無と年齢に応じて、認定を受ける必要があります。

認定は、保育所利用申し込みに合わせて申請していただき、町から支給認定証を交付します。

### 【認定区分】

認定区分	対象となる子ども		利用できる主な施設
1号認定	3～5歳の子どもで教育を希望する場合（保育を必要としない） 教育標準時間：標準4時間		幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする場合	保育標準時間：最長11時間 保護者の就労時間がおおむね月120時間以上	保育所 認定こども園 地域型保育施設
		保育短時間：最長8時間 保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満	
3号認定	0～2歳の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする場合	保育標準時間：最長11時間 保護者の就労時間がおおむね月120時間以上	保育所 認定こども園 地域型保育施設
		保育短時間：最長8時間 保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満	

※現在大山町内には幼稚園、認定こども園、地域型保育施設はありません。

### 3) 2号、3号認定を受ける（保育を希望する）場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

【保育を必要とする事由】（いずれかに該当することが必要）

就労、妊娠、出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院等の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがおり継続利用が必要であること、その他類すると町が認める場合。



## 大山町立保育所の保育時間と利用のイメージ

### 【保育標準時間認定の場合】

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
早朝保育	通常保育 8時間		夕方保育	延長保育
===== 11時間 =====				

### 【保育短時間認定の場合】

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
早朝保育	通常保育 8時間		夕方保育	延長保育
----- 8時間 -----				

※2重線（====）は月額保育料で利用できる時間帯、点線（-----）は延長料金が必要となる時間帯を表しています。

